

公文書不存在通知書

安総務 第5824号

令和6年2月6日

吉岡政昭様

安平町長 及川 秀一郎



令和6年1月31日付けで公開請求のあった公文書について、公文書が存在しませんでしたので、安平町情報公開条例第14条の規定により通知します。

この処分不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して90日以内に安平町長に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して90日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

この処分取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日から6か月以内（処分のあったことを知った日の翌日から起算します。）に、安平町を被告として（訴訟において安平町を代表するものは安平町長となります。）提起しなければなりません。ただし、処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。

1 請求に係る公文書の内容等	はやきた子ども園の床の修理代金が、当初予算が800万3千円から減額されたが、その時、安平町予算規則第7条に基づき「予算の補正を必要とする理由」が記載された「報告書」が政策推進課長に報告されたはず。 ①その時の「報告書」 ②北海道、他の自治体の設計変更ガイドラインに記載された文書に相当する「変更指示書」または「変更協議書」または「変更理由書」等々に相当する文書。
2 不存在の理由	文書が存在しないため。
3 担当課等	教育委員会事務局 学校教育グループ 電話 0145-29-7036
4 備考	